

総合補償制度のご案内

会津機械 株式会社

会津機械では、レンタル機械のご利用期間中に、
万一の事故が発生した場合に補償できる
「総合補償制度」の運用を開始致しました。

昨今まことに遺憾ながら、建設機械・車輛等の盗難事件が、各地で発生しております。
また、工事現場において建設機械（運行中の車輛）の破損事故・人身事故等も発生しております。
このような、レンタル機械のご利用期間中に発生する
様々な事故に対して幅広く対応できる制度です。
是非「総合補償制度」へのご加入をお願い致します。

■補償内容

動 産 補 償 制 度	対象機種 別紙の機種 (ナンバー付を除く)	補償内容 補償金額 レンタル中の機械が、破損・盗難等 偶然な事故による損害を補償致します。	補償免責 破損事故 ※1事故につき 5~10万円 全損・盗難 10~30万円
賠 償 補 償 制 度	バックホー、クローランプ タイヤショベル、ブルドーザー フィニッシャー、コンプレッサー 発電機、グレーダー タイヤローラー、マカダムローラー タイヤショベル(白ナンバー)	対人 1名 5,000万円 1事故 1億円 対物 1事故 1,000万円 お客様がオペレーションミス等により 人を死傷させたり、物を破損した等、 法律上の賠償責任が発生した時、 お客様が負担する損害賠償金を 補償致します。	※1事故につき 10~20万円

◎補償料は別紙 補償料機械別明細をご覧ください。

- 補償料金：弊社出庫日から弊社入庫日まで全日請求させて頂きます。
- 加入期間：レンタル開始時より終了時までレンタル期間に関係なく、弊社出庫時から
弊社入庫時まで補償対象とします。
- 免責金：事故発生時に、1事故毎にお客様にご負担頂く金額です。
- 休業損害：レンタル機に破損が生じ修理期間を要する場合修理期間中の休車損害を
ご負担頂きます。
※1事故とは1回の動作で生じた事故のことです。免責額は、1事故毎に
実費請求(お客様のご負担)となります。
- 当補償料制度は、平成13年4月1日現在のもので、予告無く変更する場合がございます。

● ● ● 補償の対象となる損害 ● ● ●

■ [動産補償] レンタル機械の損害を補償します

- レンタル機械の通常作業中で発生したの破損*1による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における水災*2による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難*3による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内におけるいたずらによる損害
- レンタル機械の運送中の事故による損害
- ゴムキャタの切損

* 1 通常作業中で発生した事故とは 定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故、故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

* 2 水災とは水害台風、暴風雨、豪雨による洪水・高潮・土砂崩れ等の事故です。

* 3 盗難の場合警察への届け出が必要となります。

【動産補償事故例】

- 作業中に油圧ショベル等が操作ミスで横転し、キャビンが破損した。
- 現場に置いてある建設機械が盗難されてしまった。
- 巡送中、交通事故に遭い建設機械が荷台から滑り落ち破損した。
- 台風による暴風雨が原因で洪水が発生し、現場で保管していた建設機械が水没し損害を受けた。
- 現場で保管していた油圧ショベルが放火され、全焼してしまった。
- 作業中、誤ってシリンダーをぶつけてしまい、破損させてしまった。

■ [賠償責任補償] レンタル機械使用中の賠償責任を補償します

- レンタル機械での作業中の操作ミスによる損害について、第三者に対して負担すべき法律上の賠償責任(賠償責任補償で定める範囲以内)
- 【注意】貴社において同様の保険に加入されている場合、貴社の保険と按分させていただく場合がございます。また、元請側が保険加入しており尚且つ元請側の過失が考えられる場合も同様です。
- 人身事故の場合、労災保険、労災上乗せ保険(傷害保険等)が優先となります。

【賠償補償事故例】

- 油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
- ブルドーザーで作業中、操作を誤って下請け人をケガさせてしまった。
- 油圧ショベルを旋回させ誤って第三者の自動車にバケットをぶつけて破損させてしまった。
- 油圧ショベルでガラを積込み中、操作ミスによって電話線を切断した
- 挖削工事中に誤って埋設してあった水道管(ガス管・光ファイバーケーブル)を破損させた。

●●● 補償の対象とならない損害 ●●●

[動産補償・賠償責任補償共通]

- 「総合補償制度」に加入していない場合
- 故意、重大な過失または、重大な法令違反による損害
- 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害
- 差押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害
- じんあい、騒音、核汚染などによって生じた損害
- 地震、もしくは噴火など天災またはこれらによる津波によって生じた損害
- 事故に関わる間接損害*1
- 車両系運転技能終了資格を有しない者の運転操作による事故の損害
車両系資格=各々レンタル機械を操作するための資格*2
- 事故発生時の連絡が遅延した時、「総合補償制度」の補償が受けられない場合もあります。
 - * 1 事故発生時の車両入替費用、代替車両のレンタル料金、事故車両修理期間休車補償費用や、事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等。
 - * 2 参考:別紙「資格一覧表」をご覧下さい。

[動産補償]

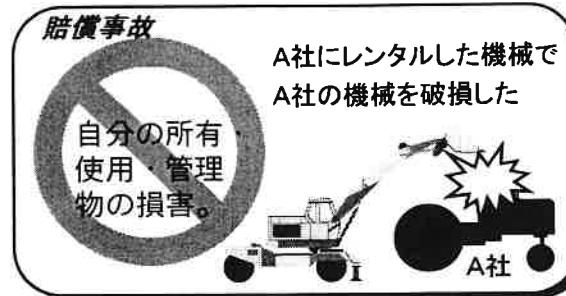
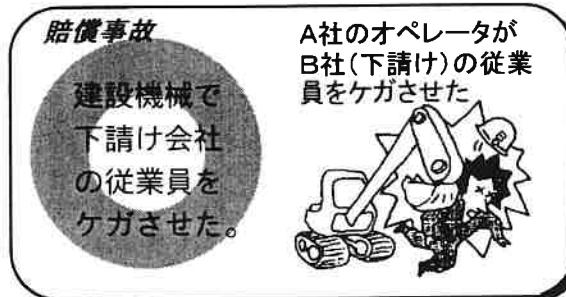
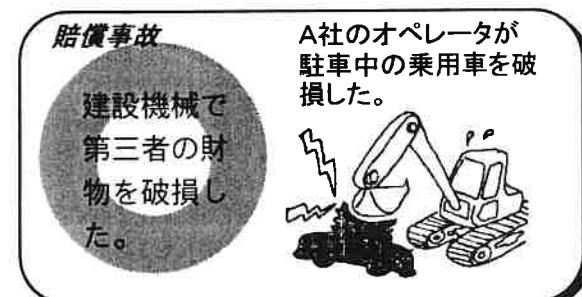
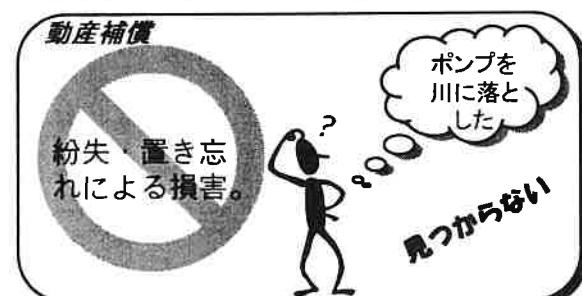
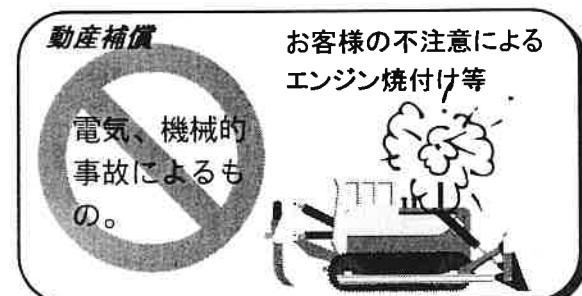
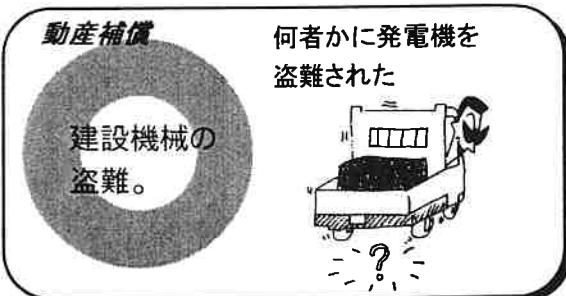
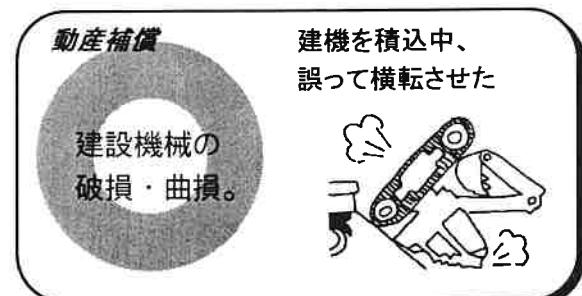
- 常識的始業点検を怠った使用によるもの(作業油・オイル・冷却水・安全装置等)
- 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
- バケット、ツース等消耗品や管球類(ライト等)の損害
- 電気的・機械的原因による損害(お客様の不注意によるエンジン焼付け等)
- アタッチメントの常時他と接する部分の損害(石がはねてガラスが破損した場合等)
- 自然消耗、性質によるさび、かび、変質、虫食い、
- 置き忘れ、紛失による損害
- 凍結による損害
- 詐欺、横領による損害
- 燃料の混合比を間違えエンジンの焼付け損害(燃料を誤った場合も同様)
- 所轄警察への届け出がなかった場合(盗難事故時)
- 期間を無断で延滞して使用された場合
- 部品の部分盗難(バッテリーのみ盗難された場合)
- ガラスの単独破損

[賠償責任補償]

- 賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害
- 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ勤務社内の場合
- 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害*1
- 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合(他社の自動車を破損した等)
- お客様の請負っている工事対象物そのものの損害(建築中の建物を破損した等)
- 航空機、自動車、船舶等の所有、使用、管理に起因する損害

*1 【注意】他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象とはなりません。

● ● ● 補償出来ない事故例と補償となる事故例 ● ● ●



●●● 万一事故が起ったときは ●●●

(1) まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

(2) 路上などの危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動させて下さい。又は物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行って下さい。

(3) 警察へ事故の届出を

①事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。)

(道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。)

②盗難事故(車両・機械など) の場合は必ず警察へ「 盗難事故 」として届出をしてください。

③その他公官庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

(4) ただちに当社営業所までご連絡を

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡ください。

①事故発生の日時

②事故発生の場所

③お客様のお名前・住所・連絡先(TEL、FAX、担当者名) 運転者氏名・お客様との関係・

免許内容・事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容及び程度。

④事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度など)

⑤相手の住所、氏名、会社名、電話番号など

(物損事故) …車両損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号

その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号

(人身事故) …ケガの内容、病院名、電話番号

⑥搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号

※ 人身事故の場合は、特に被害者へのお見舞いをしてください。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願い致します。

◆ご注意

①賠償金の確定・示談の決定などには保険会社の承認といたします。

万一独自による和解等により過重された賠償金の請求が発生しても補償できません。

②盗難事故の場合、警察が「 盗難事故 」として扱っていることが補償の条件です。

③貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検はお客様が実施してください。

④過失割合に関係なく発生した修理金額分の免責金はご負担となります。

⑤補償につきましては休車料は含まれておりません。

● ● ● 資格一覧表 ● ● ●

機械名	区分	公道走行の 運転資格 (免許)	作業装置操作資格及び教育講習内容	
油圧ショベル	機体重量3t未満		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ホイールローダ (0.2~1.1)	機体重量3t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上	(白ナンバー) 大型特殊	車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
	機体重量3t未満		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
ブルドーザ	機体重量3t以上		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ローラ	機体重量3t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	ローラの運転の業務	特別教育
	機体重量3t以上	(白ナンバー) 大型特殊	車両系建設機械(ローラ)	技能講習
	最大積載1t未満		不整地運搬車	特別教育
ホイールキャリ	最大積載1t以上		不整地運搬車	技能講習
フォークリフト	最大荷重1t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	フォークリフトの運転	特別教育
	最大荷重1t以上	(白ナンバー) 大型特殊	フォークリフトの運転	技能講習
	作業床の高さ 10m未満	普通免許以上 (スカイマスター・ リフトトラック)	高所作業車の運転	特別教育
高所作業車	作業床の高さ 10m以上		高所作業車の運転	技能講習
	最大吊上1t未満	普通免許以上 (クレーン付トラック)	小型移動式クレーンの運転(玉掛)	特別教育
クローラクレーン	最大吊上1t以上5t未満		小型移動式クレーンの運転(玉掛)	技能講習
アーティキュレートダンプ	機体重量3t以上		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ゴンドラ			ゴンドラ作業の業務	特別教育
タワークレーン	最大吊上5t未満		玉掛	技能講習
			クレーンの運転	特別教育

補償料単価表 会津機械